

# 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和元年10月7日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和元年第2回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	10月7日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程 (38号～56号、認定1号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○決算特別委員会設置の件</li> <li>○議案上程 (57号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○議案上程 (1号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○休会の件</li> <li>○散 会</li> </ul>
第2日	10月8日	火	休 会	○議案調査
第3日	10月9日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○延 会</li> </ul>
第4日	10月10日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○延 会</li> </ul>
第5日	10月11日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○休会の件</li> <li>○延 会</li> </ul>

第6日	10月12日	土	休 会	
第7日	10月13日	日	休 会	
第8日	10月14日	月	休 会	
第9日	10月15日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一 般 質 問</li> <li>○議 案 上 程 （38号～56号、認定1号）</li> <li>○決議案上程 （1号）</li> <li>○質 疑</li> <li>○委員会付託</li> <li>○休 会 の 件</li> <li>○散 会</li> </ul>
第10日	10月16日	水	休 会	○決算特別委員会
第11日	10月17日	木	休 会	○決算特別委員会
第12日	10月18日	金	休 会	○決算特別委員会
第13日	10月19日	土	休 会	
第14日	10月20日	日	休 会	
第15日	10月21日	月	休 会	○総務常任委員会
第16日	10月22日	火	休 会	
第17日	10月23日	水	休 会	○教育民生常任委員会
第18日	10月24日	木	休 会	○産業建設常任委員会

第19日	10月25日	金	休 会	○議事整理
第20日	10月26日	土	休 会	
第21日	10月27日	日	休 会	
第22日	10月28日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○議案上程 (38号～56号、認定1号)</li> <li>○請願上程 (1号)</li> <li>○請願上程 (2号)</li> <li>○各委員長報告</li> <li>○委員長に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和元年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第1号

令和元年10月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について
- 日程第 4. 議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 日程第 5. 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 6. 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第42号 牛久市職員の文言に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18. 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20. 議案第55号 物品購入契約の締結について

日程第 2 1. 議案第 5 6 号 物品購入契約の締結について

日程第 2 2. 認定第 1 号 平成 3 0 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3. 決算特別委員会の設置について

日程第 2 4. 議案第 5 7 号 牛久市副市長の選任について

日程第 2 5. 決議案第 1 号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について

日程第 2 6. 休会の件

午前10時00分開会

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

---

○

会議録署名議員の指名

○議長（石原幸雄君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番守屋常雄君、11番池辺己実夫君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第38号ないし議案第57号の20件、認定第1号の1件、決議案第1号の1件、請願第2号の1件、要望第2号の1件であります。

なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告をいたします。

また、要望第2号の1件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、去る9月26日に諸橋太一郎君が議会運営委員会委員を辞職したことに伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じたため、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、山本伸子君を議会運営委員会委員に指名いたしました。

次に、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第8号健全化判断比率等の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、市長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告第9号平成30年度継続費精算報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

---

○

会期の決定について

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より10月28日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日より10月28日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第38号ないし日程第21、議案第56号の19件及び日程第22、認定第1号の1件を一括議題といたします。

- 
- 
- 議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について
  - 議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について
  - 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について
  - 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
  - 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
  - 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
  - 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
  - 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第55号 物品購入契約の締結について

議案第56号 物品購入契約の締結について

認定第1号 平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 本日、令和元年の第2回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ここに開会できることを感謝申し上げます。

去る9月8日に行われました牛久市長選挙後初めての定例会となりますので、提案議案の説明に先立ちまして、今後4年間の市政運営に係る所信の一端を申し述べさせていただき、市議会議員各位におきましても、市民の皆様への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、9月8日に執行されました牛久市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から御支援を賜り、再び牛久市長としての重責を担うこととなりました。まことに身に余る光栄であるとともに、その使命と責任の重大さに、身の引き締まる思いを新たにしているところでございます。引き続き、市民の皆様への責任を果たすべく、市政の公正かつ効率的で健全な財政運営、そしてさらなる発展のため、全力を尽くす覚悟でございます。

1期目の市長就任時を振り返りますと、この4年間は対話による市民の視点に立った自治体運営、そして市政の課題に対し、市民の皆様と徹底的に議論し、一つ一つ市民の皆様の立場に立って解決するという基本理念のもと、「フェイス to スマイル笑顔のまち牛久へ」をキャッチフレーズに12の施策をなし遂げるために邁進いたしました結果、市議会議員各位を初め、市民の皆様への御協力をいただきまして、着実にその成果を上げることができたと考えております。

牛久市は、常磐線沿線で唯一人口が増加しているまちとして、これまでアピールをしてまいりましたが、本市においても人口減少時代の大きな局面を迎え、これから魅力ある地域づくりを行い、人口減少に歯どめをかけることが求められております。

私は、これから2期目4年間の市政運営に当たりましても、牛久市の地理的な優位性や交通環境の利便性、豊かな自然環境と豊饒な大地で育まれたうしくブランドを初めとして多くの農産物、牛久シャトーや牛久大仏などの観光資源といった牛久市の強い特徴を最大限に生かし「住み続けたいまち」、そして「選ばれるまち」を目指してまいります。

そのためには、市民の安心安全を守ることを第一に、子供から高齢者・障害者の方々、そして全ての世代の市民の方が健康で生き生きと暮らせるまちづくり、安心して子育てできる環境を整え、若い世代の定住を促進するとともに、市民の皆様への力を十分に生かすことにより地域コミュニティを強化し、笑顔のあふれる活気のあるまちづくりを目指し、スピード感を持って

確実に実行できるよう市政運営に全力で取り組んでまいります。

それでは、私がスローガンとして掲げてまいりました「復活と新たな挑戦」における公約としてお約束しました、2つの「復活」と、そして8つの「挑戦」についてこれから取り組んでまいります政策を申し上げたいと思います。

2つの「復活」においては、「牛久シャトー」、「エスカード牛久ビル」でございます。

市民の皆様が大変御心配なさっております牛久シャトーですが、7月にオエノンホールディングスと賃貸借をすることで基本合意しているところです。

このたび、先日の市議会議員全員協議会においてもお知らせいたしました、施設全体6万6,000平米を年間5,040万円ではなく、消費税を含め年間5,544万円で合意いたしました。これにつきましては、この後開催の市議会全員協議会で説明いたします。

また、同社から牛久市に対する本施設管理の一部として、年間1,200万円を負担していただくことになり、賃貸契約期間は20年となります。また、新会社設立につきましては、今後の存続を第一に考え、市主導の新会社を設立してまいります。設立に当たっては、極端な営利活動により、本施設のイメージからかけ離れた経営形態や文化財保護に関して理解の乏しい企業の参入を防ぎ、市民の皆様の望む本施設の姿を復活し、継承してまいりたいと考えております。

本施設の今後の運営につきましては、新しい会社を設立し、レストラン等のテナント誘致・運営やスーベニアショップの経営などを任せていくことで準備を進めてまいります。民間の人材を登用し、経営戦略を練り直し、早期に再三ベースへ到達するべく取り組んでまいります。民間の経営的思想と本施設の歴史的価値の高揚という2面の側面を持つことになり、すみ分けを整理しつつ、バランスを保てるよう慎重に運営して考えております。

なお、本施設の明治創業以来の100有余年続いたワイン醸造所としての機能を復活させ、創始者神谷傳兵衛の意思を引き継ぐためにも、原料になるブドウの圃場の維持管理とワインの醸造を行うこととしており、今後、牛久産のワインとして販売するべく地元での原料確保を拡大できるよう努めてまいります。

この新しい会社につきましては、出資金9,500万円を補正予算に計上させていただく予定で、出資金の比率は99.97%の出資の大部分を市で占めることについては、施設の性格上、市主導で設立することが望ましいと判断したものでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

エスカード牛久ビルにつきましては、テナント誘致・リーシングを専門としている民間企業を活用し、来年早期の一部リニューアルオープンを目指して取り組んでいるところでございます。

また、テナント誘致とあわせて、新たな公共的な利活用を検討し、基本構想・基本計画を策定している段階であります。美術館の導入を検討してまいります。地元牛久市には小川芋銭や住井すゑといった画家や作家など著名な文化人が多く、これらの文化人が残してくれた作品を展示する常設展に加え、リピーターをふやすための定期的な企画展を開催するなど、常設展と企画展とを組み合わせた魅力ある美術館とすることを構想としております。

美術館のほかにも、市民の皆さんが望んでいる施設が何なのか、これから様々な場面で皆さんから御意見を聞きながら、エスカード牛久の再生を進めてまいりたいと考えております。

そして、8つの「挑戦」でございますが、1つ目は、牛久市はベッドタウンとして発展したまちでございます。これからもたくさんの人に住んでいただき、まちの活力である人口を増加することが重要と考えております。また、持続可能なまちづくりを進めるためには、税収を確保することが重要であり、良好な居住環境を整え、固定資産税や個人市民税をふやし、その財源をもとに市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

そのための定住促進対策の一つとして、「ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化」を進めてまいります。これまで牛久市の人口増加を支えてきたひたち野地区において、供給する宅地が少なくなってしまうことから、人口の増加が鈍化しており、このひたち野地区では、来年4月ひたち野うしく中学校が開校しますが、ことし4月に開園した第一幼稚園、そしてひたち野うしく小学校とあわせて、幼・小・中が一体的に集まったエリアとなり、これらの教育施設が整った魅力あるエリアとして、そしてJR常磐線のひたち野うしく駅を核として、その周辺に良好な住環境を整備し、人口増加の流れを再び引き戻したいと考えております。

その住環境を整備するためにも、財政的負担については、これまでの大規模な市の施行による区画整理事業とは異なり、市街化調整区域における地区計画制度といった手法を活用するもので、市からの財政負担については幹線道路や公共的なインフラ整備など必要最小限に抑え、宅地供給については、茨城県宅地建物取引業協会を初め、民間事業者のお力をおかりして、市の財政支出を抑制し、地元の意向もきちんと伺いながら、まちづくりをしてまいりたいと考えております。

また、ひたち野地区での宅地供給ばかりではなく、高齢化率が高まっている牛久地区の旧市街地においても、安心安全な道路環境を整え、若年層の方々に選んでいただけるよう、また定住していただけるような魅力ある宅地になるよう、インフラの整備、特にU字溝のふたかけなど、また路面標示など老朽化した道路の改修に取り組むとともに、既存住宅内の空き家やその利活用の、2つの宅地を1つにして広い敷地を整序したり、既存住宅団地から駅前への生活利便性の高い中心市街地への高齢者世帯の住みかえなどの支援など、高齢者世帯と子育て世帯の循環型住宅供給の仕組みづくりについても取り組んでまいります。

さらに、市内の公共交通ネットワークを見ますと、現在、遠山町から牛久城中町地内では国道6号牛久土浦バイパスの建設工事が着々と進められ、数年後には都市計画道路の城中田宮線と同時に開通する見込みであります。また、奥野地区では龍ヶ崎市と阿見町を結ぶ県南地域の振興に大きく寄与する主要地方道竜ヶ崎阿見線が圏央道阿見東インターチェンジへのアクセス向上を目的に牛久市正直町からうしくあみ斎場付近までの約3.1キロメートルが今年度新規事業化となり、整備を進めることとなりました。

このように牛久市の広域交通ネットワークも今後さらに充実し、定住促進に向けた条件が整いつつあり、先ほど申し上げました住宅地の供給及び環境整備に関する施策を推進することで、ひたち野地区への住宅供給も含め、牛久市全体で500世帯、1,500人の人口増を目指してまいりたいと考えております。

2つ目は、「子育て・教育環境のさらなる充実」についてであります。予防接種費用の助成拡大、待機児童の解消、児童・生徒の通学路の安全確保、そして安心して日々の授業を受けられますようにこれまでも学校施設の耐震化や大規模改修に努めてまいりました。さらなる教育施設の改善とともに、地域と学校が力を合わせて子供たちを支えるコミュニティ・スクールの取り組みを活発化するなど教育環境を充実させ、将来を担う子供たちが健やかに育つまちづくりを進めてまいります。

3つ目は、「牛久沼と雲魚亭、住江すゑ記念館等の観光資源を活用した地域活性化」であります。昨年8月に牛久沼周辺の5市1町の首長が一堂に会し、牛久沼周辺首長会議が設置され、今後牛久沼を活用し、6市町が連携してまちづくりを進めることで、交流人口の増加を図ってまいります。

そして、牛久沼周辺における牛久市地内では、住江すゑ記念館の開館を令和3年に予定しており、雲魚亭や三日月橋の観光アヤマ園などの周辺観光資源へと誘導を図り、牛久市での滞在時間を延ばしていただき、周辺地域の魅力向上や交流人口の拡充、さらには地域経済の活性化を図ることができるような仕組みを考えております。

4つ目は、「公共交通利用困難地域の解消」であります。高齢者等の移手段確保のため、ドア・ツー・ドアの送迎を行うデマンド型公共交通を導入いたします。連日のように高齢者における交通事故のニュースが報道され、高齢者の運転免許証返納の動きが広がるなど、交通弱者への支援はより重要であると認識しております。高齢者の方が運転免許証を安心して返納できるよう、全ての高齢者を対象とした外出支援のための新たな取り組みとして、デマンド型公共交通手段の導入の準備を進めてまいります。

デマンド型公共交通手段としては、タクシー会社などが市と連携して行う移送手段で代表的なものの一つにデマンド型乗合タクシーと呼ばれるものがございます。現在、このデマンド型

乗合タクシーを市内のタクシー会社と行うことを検討しており、これにより契約したタクシーを高齢者の方々に乗り合いで使っていただくような方法を考えております。このように、牛久市では高齢者の方々の移動手段の確保に努め、運転免許証がなくても暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

5つ目は、消防・救急・防犯体制を強化するための「安心安全のさらなる充実」であります。稲敷地方広域市町村圏事務組合では、昭和50年に開設されました牛久消防署が老朽化していることや、大規模災害への対応強化を図ることなどを目的として、建てかえに向けて検討を進めてまいります。建てかえに当たっては、牛久市にとっての最善の環境を整え、災害救急体制を再構築・強化し、効率化を図ってまいりたいと考えております。

それから、ことしの夏に小学校区ごとのタウンミーティングを開催した際に御意見を頂戴した地域防災力を高めるため、「牛久市防災士会」の設立の御提案をいただきましたが、牛久市には県内では5番目に多い200名以上の防災士がおりまして、防災についての十分な知識と意識、そして技能を持ち、防災リーダーとして地域の防災力向上に貢献していただいておりますことは、大変心強い限りでございます。その防災士の方々のスキル向上とネットワークづくりなどを目的として、行政区長で構成されている牛久防災会の中に、仮称でございますけど「防災士部会」を来年の早い段階で設立したいと考えております。

また、牛久市では、公共施設における防犯カメラの設置台数であります。県内でトップクラスを誇る約500台の防犯カメラを設置しております。さらに平成28年6月には、牛久警察署との「該当防犯カメラ設置に関する協定」を締結し、警察と連携しながら該当防犯カメラの設置を進めてまいりました。昨年には、市民満足度調査の結果において防犯カメラの要望が多かったことから、その要望に応えるため9月議会に補正予算を計上しました。防犯カメラを増設するなど、現在市内には16台の防犯カメラが稼働しております。

防犯カメラについては、犯罪の抑止、交通安全に大きな効果が期待されておりますので、今後も牛久警察署と連携し、防犯カメラの設置を計画的に進めてまいります。

6つ目といたしまして、既設団地の老朽化対策に対して、「既設団地内の生活道路の計画的な改修」に取り組んでまいります。特に、通学路や各行政区からも御要望のある老朽化した交通量の多い生活道路など、優先順位、改修年次を決めて、計画的に町並みを整備し、まちのリフォームを図り、空き家の活用や人口定住につなげたいと考えております。

7つ目は、人口減少が進み子供たちの数が少なくなっている奥野地区における義務教育学校化を進めます。奥野小学校、そして牛久第二中学校では、市内のどこからでも通学できる制度である小規模特認校制度の活用と特色のある教育活動を行うことで、約70人の児童生徒が奥野地区以外から通学されています。それでも、牛久第二中学校は県南地域で一番小さな中

学校であり、奥野小学校と牛久第二中学校の小中一貫教育を強化して地域とともにある学校づくりを進め、学校そのものをこれからも存続させていくため、来年4月から奥野小学校と牛久第二中学校の既存の校舎を活用した校舎分離型で、1年から9年生まで一つの学校である義務教育学校とすることを目指して準備を進めているところでございます。

なお、この義務教育学校につきましては、今回の議会で牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について議案を上程しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

8つ目として、高齢者・障害者の皆様が元気で安心な暮らしの実現であります。小学校区単位に、助け合い、力を合わせて地域福祉活動を進める新たな支え合いの活動基盤である地区社会福祉協議会の活動を支援し、地域のつながりを深め、活動拠点の整備や健康づくり、生きがいづくり、認知症予防の実施など、住みなれた地域で高齢者や障害者の方々の安心を支える地域づくりを進めてまいります。

さらに、介護サービスを初め、さまざまな高齢者に対する相談の窓口であり高齢者の生活を支える役割を担う総合機関である「地域包括支援センター」が現在は市役所分庁舎内にありますが、今後、高齢者人口及び認知症患者の増加に対応するため、新たに地域包括支援センターを1カ所増設いたします。

これらの8つの政策を柱として全力で取り組んでまいります。

今後、公約として掲げております政策につきましても、すぐに実行できるものは実行に移し、そうでないものは令和2年度当初予算編成の過程や、今年度から2年をかけて牛久市の最上位計画である第4次総合計画及び戦略的な地方創生に向けた取り組みを示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして都市づくりの指針である「都市計画マスタープラン」の策定に着手しておりますので、本市の長期的な目標と方向性を市民の皆さんと共有しながら、各計画に反映した優先順位を明確にしながら早急に取り組んでまいりたいと考えております。このことによって、牛久はさらに魅力のあるまちに発展するものと確信しております。

牛久シャトーの出来事も、エスカードビルの出来事も、大きな課題をいただいたと思っております。ピンチをチャンスに変えて、牛久市のにぎわいを再び取り戻す大きなチャンスと捉え、全力で取り組んでまいります。

このような状況を乗り越えていくには、これまでの固定的な考え方や見方を変えるなど、人・組織・社会の幅広いイノベーションが必要であり、私一人の力では限界がございます。職員はもちろんのこと、市民の皆様、そして議員の皆様とともに知恵を絞り、困難を乗り越え、オール牛久で一丸となってまちづくりに取り組むことにより、市民の皆様が牛久にもっと愛着を持っていただき、一人一人が幸せを実感できる牛久を実現したいと考えております。

令和元年という大きな節目のとき、市政のかじ取りを引き続き担うこととなり、責任の重大

さを痛感するとともに、これからの牛久のため、「牛久シャトーとエスカートの復活、そして新たなまちづくりへの挑戦」に全身全霊を注ぎ、住みよいまちづくりに取り組んでまいります。議員並びに市民の皆様におかれましても、市政運営への特段の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、2期目の就任に当たりましての所信表明とさせていただきます。

それでは、ただいまから本定例会に提出いたしました議案につきまして御説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定及び改正、補正予算、物品購入契約の締結、人事案件、決算の認定など、全部で21件であります。

人事案件を除く議案について御説明を申し上げます。

議案第38号は、牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の一部及び一般職非常勤職員等について、会計年度任用職員の制度に移行するため、任用、勤務条件等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第39号は、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例であります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の一部及び一般職非常勤職員等について、会計年度任用職員の制度に移行するため、給与等の支給について必要な事項を定めるものでございます。

議案第40号は、牛久市森林環境譲与税基金条例についてであります。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、国から市町村へ譲与される森林環境譲与税を本市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるための財源として積み立てるとともに、その使途を明確化するため、基金を新たに設置するものでございます。

議案第41号から47号までは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でありまして、成年被後見人等でありますことのみを理由に不当な差別されることのないよう、成年被後見人に関する規定を定め、あわせて引用条項及び文言の整理等を行うための改正でございます。

議案第48号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本件は、住民基本台帳法の施行令等の一部を改正する政令の施行により、住民票、個人番号カードへの旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏による印鑑登録ができるように改正するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、性的少数者の方々にも配慮し、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別表記を削除するため改正するものでございます。

議案第49号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例であります。

本件は、牛久市奥野小学校と牛久第二中学校の義務教育学校化に伴い、義務教育学校の名称を「牛久市おくの義務教育学校」とするものであります。

議案第50号は、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正により、引用条項等の整理をするため、改正するものであります。

議案第51号は、牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、10月1日をもって龍ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部が牛久市医師会として分離独立したことに伴い、同協議会の組織構成員の一部の名称について改正するものであります。

議案第52号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に5億9,695万5,000円を追加し、予算の総額を311億2,581万2,000円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしましては、地方譲与税は、国の税制改正に伴い新設された森林環境譲与税の計上であります。

国庫支出金につきましては、「大人の風しん抗体検査と予防接種を実施する」事業の増額補正に伴う「風しん予防対策補助金」の増額を行うものでございます。

繰入金のうち、森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税の新設に伴い設立した基金からの繰入金であり、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算調製に伴い、不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

繰越金は、平成30年度決算の確定に伴う繰越金の増額計上であり、実質収支額の約8億1,691万5,000円のうち、当初予算措置を行った3億5,000万円を除いた残額、4億6,691万5,000円の増額計上を行うものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費の総務管理費は、平成30年度市民満足度調査の結果を受け、さらなる充実が求められた施策分野の整備を行うもので、道路環境の改善と交通安全施設の整備を行うための工事請負費の増額計上であります。

衛生費の保健衛生費は、今年度から新規事業でありました、大人の風しん予防対策事業で、風しんの抗体検査と予防接種実施者が当初の見込みを大幅に上回ることが想定されますので、増額計上するものであります。

土木費の都市計画費は、エスカードビルのエスカレーター修繕工事に伴う管理費負担金の増額計上であります。

教育費の教育総務費は、令和2年4月に奥野小学校、そして、牛久第二中学校を統合し、義務教育学校として開校するための準備経費の計上であります。

また、今回の補正予算では基金の積立金を計上しておりますので、総務費の総務管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく、前年度実質収支の2分の1相当額の財政調整基金への積立金の計上、農林水産業費の林業費は、新設された森林環境譲与税を運用する上で、経理を明確にするため、基金へ積立するものであり、第2表の債務負担行為につきましては、「電算OCRの帳票印刷のブックニング等業務、そして、ひたち野うしく中学校校内のLANシステムの貸借において、契約期間が来年度以降にわたることから、新たに設定するものであります。

第3表の地方債補正は、第1表の歳入歳出予算において、財源として地方債の増額を行うことから、市道整備事業債の変更を行うものでございます。

議案第53号は、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に2,977万9,000円を追加し、予算の総額を22億9,830万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び地方債について補正するものであります。

本件は、消費税額の確定に伴う不足分の増額、県が国庫補助事業を前倒しして実施することに伴う建設負担金の増額等を行うものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしましては、一般会計繰入金及び市債を増額、前年度繰越金を減額し、歳出といたしまして、下水道管理費及び下水道建設費の増額を行うものであります。

第2表の地方債の補正は、第1表の歳入歳出予算において、財源として地方債の増額を行うことから、流域下水道事業債の変更を行うものであります。

議案第54号は、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に1億1,788万3,000円を追加し、予算の総額を53億3,863万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

当該補正予算につきましては、平成30年度決算に伴う精算であり、歳入につきましては、前年度繰越金及び介護給付費準備基金預金利子の計上、歳出につきましても、介護給付費準備基金への積立を行うものであります。

議案第55号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、ひたち野うしく中学校の開校に向けて、家具備品の購入、そして契約を締結するものであり、内容につきましては、建築建具に含まれない家具備品として、教職員用の事務机、椅子、棚、生徒用の机、椅子などを購入するもので、去る8月28日に指名競争入札を執行し、有限会社栄進オフィスが4,466万円で落札したものでございます。

議案第56号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、ひたち野うしく中学校の開校に向けて、音楽備品の購入契約を締結するものであり、内容につきましては、グランドピアノほか、トランペット、フルート、クラリネットなどの吹奏楽の楽器を購入するもので、去る8月28日に指名競争入札を執行し、株式会社カギヤ楽器が2,362万8,000円で落札したものであります。

認定第1号は、平成30年度 牛久市各会計歳入歳出決算認定についてであります。

各決算は、議決されました予算を地方自治法の本旨に基づき執行したもので、関係書類は、全て監査委員の審査に付してあります。審査意見書を添付して、議会の承認を求めるものであります。決算の内容につきましては、決算書、及び決算認定附属資料により、御理解賜りたいと存じます。

以上が、条例の制定及び改正、補正予算の概要、物品購入契約の締結及び決算の認定であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第23、決算特別委員会の設置について。



決算特別委員会の設置について

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。今期定例会に上程されております認定第1号について、委員会条例第6条の規定により、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置しこれに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番鈴木勝利議員、4番長田麻美議員、5番山本伸子議員、6番守屋常雄議員、7番伊藤裕一議員、10番甲斐徳之助議員、11番池辺己実夫議員、12番加川裕美議員、13番北島 登議員、14番杉森弘之議員、以上10名の議員を指名し、選任します。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において決算特別委員会を本日本会議終了後直ちに招集しますので、委員は議員会室に御参集ください。

## 決算特別委員会委員

委員	鈴木勝利	委員	甲斐徳之助
委員	長田麻美	委員	池辺己実夫
委員	山本伸子	委員	加川裕美
委員	守屋常雄	委員	北島登
委員	伊藤裕一	委員	杉森弘之

次に、日程第24、議案第57号を議題といたします。



議案第57号 牛久市副市長の選任について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第57号は、牛久市副市長の選任についてであります。

本件は、現副市長であります滝本昌司氏が本年10月8日をもって任期満了となるため、引き続き選任しようとするものであります。滝本氏は、識見、人格ともにすぐれた方で、牛久市の行政責任者として適任であると確信し、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、滝本氏の任期は、令和5年10月8日までといたします。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。

質疑・発言は自己の意見を述べるができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭・簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。

また、答弁に際しては、的確かつ簡素、明瞭にされるようお願いいたします。

これより、議案第57号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

議案第57号、牛久市副市長の選任について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、日程第25、決議案第1号についてを議題といたします。



決議案第1号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） 決議案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

会計年度任用職員の処遇改善を求める決議（案）

令和2年4月より、会計年度任用職員制度が始まる。牛久市においても、一般職非常勤職員、臨時職員など、非正規雇用職員のほとんどがこの会計年度任用職員となるものである。

非正規雇用職員の多くは、「官製ワーキングプア」と称されるように、一生懸命働いても年収200万円にも届かない、劣悪な労働環境にある。

全国各地の裁判でも、非正規雇用職員の劣悪で差別的な労働環境の是正をめぐって争われており、今回の会計年度任用職員制度の導入の背景ともなっているとされている。

しかし、会計年度任用職員制度への移行に伴い、非正規雇用職員の処遇改善が実現されるの

か定かではない状況にある。むしろ、雇用は保障されるのか、賃金は少しでも上がるのか、責任だけ押しつけられるのではないかなど、不安の声が上がっている。

牛久市においては、職員構成における非正規雇用職員の割合が特に高い。牛久市としてのサービスを向上させるためには、非正規雇用職員の処遇を改善し、モチベーションを維持し高めることが不可欠である。

そこで、牛久市議会は、牛久市執行部に対し、会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員となる非正規雇用職員の雇用、報酬・賃金、福利厚生などの処遇で、改悪などの措置が決して行われることなく、改善の措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

今議会には、会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例が提案されていることから、議会としての姿勢を示すべきと考え、以上の決議案を提案するものでございます。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第26、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（石原幸雄君） あす8日は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、あす8日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時02分散会